

地上デジタル放送におけるダビング10の実施に係る整理
(総務省情報通信審議会からの中間答申より抜粋)

情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第四次中間答申（平成19年8月2日） P42、43

(1) 基本的な考え方

② 共通認識について

i) コンテンツに対する「リスペクト」

あらゆるメディアがデジタル化に向かう中で、「コンテンツ大国」に相応しい、多様で豊かなコンテンツの製作・流通を促進していくためには、コンテンツに関わる全ての者が、それぞれの役割の下に、努力していくことが不可欠である。

特に、多くの才能ある若者の、コンテンツを創造する職業を選択するインセンティブを絶やさないことが重要であり、このためには、

i) コンテンツを尊重（リスペクト）し、これを適切に保護すること。

ii) その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること。

を基本的な姿勢として、それぞれの課題を検討することが必要である。

コンテンツ大国の実現に向けた制度やルールの在り方については、同様の基本的な姿勢の下に、既存の制度等の有効活用の在り方を含め、以下のような様々な場において検討が進められている。

- ① コンテンツの流通促進や、競争力強化のため法制度の在り方（知的財産戦略本部、文化庁文化審議会、総務省情報通信審議会）
- ② 私的録音録画補償金制度の在り方（文化庁文化審議会）
- ③ コンテンツのマルチユースを前提に、適正な対価の還元を実現する契約ルールの在り方（日本経済団体連合会 映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会）

当審議会としても、基本的な認識をこうした活動と基本的な認識を共有しつつ、具体的な提言を行っていくこととするが、他の検討の場においても、それぞれの組織の役割に応じて、クリエイターに適切な対価を還元していくための制度やルールの在り方について、消費者の利便性確保とのバランスに常に配慮しつつ更に検討を進め、可能な限り早期に具体策がまとめられることを期待する。

(3) 当面の改善方策について

① 具体的な回数制限の在り方

i) 考慮すべき事項

前項②に示した、「コピー回数」に関する一定の制限を具体化するにあたっては、本章第3節(1)に示した共通認識を勘案すれば、以下の二つの要因を考慮することが必要と考える。

- a) 善意の利用者が家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げられない、という観点から検討が必要であること。
- b) ポータブルプレーヤーの登場により、コンテンツを楽しむ形態が多様化しつつあるが、こ

うした環境変化に対応し、技術進歩の成果を視聴者に還元していく観点から、検討することが必要であること。

ii) 具体的な「回数」に係る考え方

i) の「回数」の具体化の前提として、同一のコンテンツについて、一人の視聴者がどの程度の複製を持つことが許容されるべきか、という点を明確化することが必要となる。この点について、上記に示した要因や、第2節に示した検討経緯を考慮し、当審議会としては次のように考える。

A 審議過程における、「回数」に係る指摘

これまでの審議過程において、権利者の立場から、次のような指摘を得ているところであるが、これらの指摘は、いわゆるコンテンツの「バックアップ」に関する考え方として、一定の合理性が認められるのではないかと考えられる。

- a) 録画された放送番組について、一人の視聴者に必要なバックアップの数は、原則として一つではないか。
- b) 善意の視聴者が、コンテンツを私的に楽しむ環境が必要であることを勘案し、操作の誤りなど、多少の余裕を見込むとしても、三つのバックアップで十分ではないか。

B 「ポータブルデバイス」の発展

先に「共通認識」として示したとおり、昨今のポータブルデバイスの著しい発展により、放送コンテンツについても、持ち歩き可能な様々な機器を用いて楽しむスタイルが今後急速に普及することが予想される。例えば、

- a) 家庭の中では、録画された放送番組を記録したDVDで、
- b) 屋外では、iPod 等のポータブルプレーヤーや、携帯電話に記録して、
コンテンツを楽しむ形態は、現在でも、時折目にする光景となっており、将来的には、更に一般化してくのではないかと考えられる。

iii) 具体的な数値

以上の諸要因を勘案した結果、当審議会として、「回数」に係る具体的な数値については、次のように考えることが適当と考える。

- a) 一人の視聴者が、一つのデバイスに記録できるコンテンツの数は、1個と考える。
- b) 一人の視聴者が持つデジタル記録機器の数は、ポータブルプレーヤーを含め、3個を上限として考える。
- c) 1世帯における視聴者数の平均は、3人程度と仮定する。
- d) 以上を勘案すると、3デバイス×3人＝9となり、これに、ハードディスクに記録されたオリジナルのコンテンツの1個を加えて、具体的な回数は10回とする。ただし、最後の一回については、別のメディアに記録した場合、ハードディスク内のオリジナルは消去される取扱いとする。

Ⅲ今後の進め方

（２）今後の進め方について

当審議会としては、以上の合意形成を前提として、放送事業者、受信機メーカー等関係者に対し、7月5日を目処に「ダビング10」の開始期日を確定した上で、その円滑な運用開始に向けて所要の作業を進めるよう、改めて要望するものである。既にD p aからは、7月4日を開始期日とすることが報告されたところであるが、これが着実に実行され、視聴者における利便性の向上につながることを期待したい。

そして、これまで示したとおり、上記の合意形成に至る過程で、第四次中間答申に記載された「クリエイターに対する適正な対価の還元」という課題について、様々な立場から指摘や意見があったところであるが、これらについて、当審議会としては次のとおり考える。

1) 上記の合意の形成過程で、複数の関係者から「適正な対価の還元」との関連で「補償金制度」の在り方について言及があったところであるが、これは、現在文化審議会で検討されている事項である。当審議会としてもその検討における早期の合意形成を期待するものであるが、そのあり方自体が当審議会の検討対象とはならない点については、今回の審議過程でも異論はみられないものとする。

2) 「クリエイターに対する適正な対価の還元」は、既に第四次中間答申で確認された共通認識である。権利者の立場からは、その具体策の検討の必要性が指摘されているところであるが、上記にかんがみ、当審議会としては、「対価の還元」の具体策については、「補償金制度」以外の側面から、今後も継続して検討していくことが必要であると考える。